

町田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 (2 0 2 5 年) 3 月 5 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和３３年２月町田市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(給料) 第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、通勤手当、<u>管理職員特別勤務手当及び在宅勤務等手当</u>を除いたものとする。 (初任給調整手当) 第6条の4 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から40年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職 月額 <u>315,200円</u> (2) 略 2・3 略 (扶養手当) 第7条 略 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	(給料) 第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、通勤手当<u>及び管理職員特別勤務手当</u>を除いたものとする。 (初任給調整手当) 第6条の4 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から40年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職 月額 <u>275,700円</u> (2) 略 2・3 略 (扶養手当) 第7条 略 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1) 配偶者(届出をしないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>又はパートナーシップの相手方(町田市性の多様性の尊重に関する条例(令和5年3月町田市条例第2号)第10条第1項に規定するパートナーシップ宣誓証明又はそれと同等のもの

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に定める額を合計して得た額とする。

(1) 扶養親族たる子(前項第1号に掲げる者をいう。次項において同じ。)

13,000円

(2) 扶養親族たる父母等(前項第2号から第5号までに掲げる者をいう。以下この号において同じ。) 6,000円(行政職給料表(1)、医療職給料表(2)及び医療職給料表(3)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級であるもの並びに医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が2級であるもの(以下「行(1)4級相当職員」という。))の扶養親族たる父母等にあつては、3,000円)

4 扶養親族たる子で満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものがある場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、4,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規

であると市長が認める他の地方公共団体の制度による証明を受けたパートナーシップの相手方であつて、職員と同居し、かつ、生計を一にしているものをいう。)

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に定める額を合計して得た額とする。

(1) 扶養親族たる配偶者、父母等(前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる者をいう。以下この号及び次条において同じ。) 6,000円(行政職給料表(1)、医療職給料表(2)及び医療職給料表(3)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級であるもの並びに医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が2級であるもの(以下「行(1)4級相当職員」という。))の扶養親族たる配偶者、父母等にあつては、3,000円)

(2) 扶養親族たる子(前項第2号に掲げる者をいう。次項及び次条において同じ。) 9,000円

4 扶養親族たる子で満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの(以下「特定期間にある子」という。)がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、4,000円に当該特定期間にある子の数を乗

定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

第8条 削除

じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第8条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に、前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てについて同項第2号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じ

(管理職手当等)

第8条の2 略

2 略

3 第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員のうち、行政職給料表(1)の適用を受ける職員であってその属する職務の級が5級であるものには、第4条第4項から第6項まで及び第7条の規定は、適用しない。

4 第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員のうち、医療職給料表(1)の適用を受ける職員であってその属する職務の級が3級であるものには、第7条の規定は、適用しない。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第14条 第10条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額

た場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部について同項第2号に掲げる事実が生じた場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行(1)4級相当職員が行(1)4級相当職員以外のものとなった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行(1)4級相当職員以外のものが行(1)4級相当職員となった場合

(5) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合

4 第2項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(管理職手当等)

第8条の2 略

2 略

3 第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員のうち、行政職給料表(1)の適用を受ける職員であってその属する職務の級が5級であるものには、第4条第4項から第6項まで及び前2条の規定は、適用しない。

4 第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員のうち、医療職給料表(1)の適用を受ける職員であってその属する職務の級が3級であるものには、前2条の規定は、適用しない。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第14条 第10条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額

は、給料の月額、これに対する地域手当の月額、月額で定められている特殊勤務手当の額及び在宅勤務等手当の額の合計額をその年の通常の勤務日を12で除した日数で除した額（日額で定められている特殊勤務手当を受ける場合については、その額を加えた額）を1日平均所定勤務時間で除した額とする。

第15条 略

（通勤手当）

第18条の4 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として市規則で定める期間（以下この条において「支給対象期間」という。）、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に定める額とする。

（1）前項第1号に掲げる職員 市規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この条において「運賃等相当額」という。）

（2）前項第2号に掲げる職員 別表第9に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に定める額（第18条の6第1項の規定により在宅勤務等手当の支給を受ける職員及び定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び月額で定められている特殊勤務手当の額の合計額をその年の通常の勤務日を12で除した日数で除した額（日額で定められている特殊勤務手当を受ける場合については、その額を加えた額）を1日平均所定勤務時間で除した額とする。

第15条 略

（通勤手当）

第18条の4 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として市規則で定める期間（以下この項において「支給対象期間」という。）、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に定める額とする。

（1）前項第1号に掲げる職員 市規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び第3号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額をその者の支給対象期間の月数（以下この号及び第3号において「支給月数」という。）で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に支給月数を乗じて得た額

（2）前項第2号に掲げる職員 別表第9に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に定める額（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額にその者の支給対象期間の月数(以下この項及び第5項において「支給月数」という。)を乗じて得た額の合計額、第1号に定める額又は前号に定める額に支給月数を乗じて得た額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市規則で定めるもののうち、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等(次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じて得た額をいう。以下この項及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、支給対象期間につき、市規則で定めるところにより算出したその者の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)及び前項の規定による額の合計額とする。

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して市規則で定める職員に限る。)その他前項の規定により通勤手当の支給を受ける職員との均衡上

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額に支給月数を乗じて得た額の合計額(その額を支給月数で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に支給月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額に支給月数を乗じて得た額

必要があると認められるものとして市規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給対象期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給対象期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、150,000円に支給月数を乗じて得た額とする。

6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の市規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、既に支給された通勤手当に係る期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して市規則で定める額を返納させるものとする。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、市規則で定める。
（管理職員特別勤務手当）

第18条の5 第8条の2第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第14条第1項の規定により任命権者が代休日を指定し、当該代休日に勤務をしなかった場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。

2 前項本文に規定する場合のほか、第8条の2第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日又は休日に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。
（管理職特別勤務手当）

第18条の5 第8条の2第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、当該勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において、管理職特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

（1）第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において市規則で定める額

（2）前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において市規則で定める額

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

（在宅勤務等手当）

第18条の6 住居その他これに準ずるものとして市規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他市規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、市規則で定める期間以上の期間について1月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外）

第21条 第4条第1項及び第3項から第9項まで、第6条の4、第7条並びに第8条の4の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 第6条の4、第7条及び第8条の4の規定は、任期付短時間勤務職員

2 前項に規定するもののほか、管理職特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外）

第21条 第4条第1項及び第3項から第9項まで、第6条の4、第7条、第8条並びに第8条の4の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 第6条の4、第7条、第8条及び第8条の4の規定は、任期付短時間

には適用しない。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表（1）				
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	<u>265,300</u>	<u>352,400</u>	<u>431,300</u>
	2	<u>267,600</u>	<u>356,100</u>	<u>434,300</u>
	3	<u>269,900</u>	<u>359,700</u>	<u>437,300</u>
	4	<u>272,300</u>	<u>363,300</u>	<u>440,200</u>
	5	<u>274,700</u>	<u>366,900</u>	<u>443,100</u>
	6	<u>277,100</u>	<u>370,600</u>	<u>446,000</u>
	7	<u>279,500</u>	<u>374,300</u>	<u>448,800</u>
	8	<u>281,900</u>	<u>378,000</u>	<u>451,700</u>
	9	<u>284,300</u>	<u>381,700</u>	<u>454,600</u>
	10	<u>286,700</u>	<u>385,500</u>	<u>457,400</u>
	11	<u>289,100</u>	<u>389,200</u>	<u>460,200</u>
	12	<u>291,500</u>	<u>392,900</u>	<u>463,100</u>
	13	<u>293,900</u>	<u>396,600</u>	<u>466,000</u>

勤務職員には適用しない。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表（1）				
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	<u>251,900</u>	<u>300,800</u>	<u>404,200</u>
	2	<u>255,000</u>	<u>304,100</u>	<u>407,600</u>
	3	<u>258,100</u>	<u>307,300</u>	<u>410,900</u>
	4	<u>261,100</u>	<u>310,300</u>	<u>414,200</u>
	5	<u>264,300</u>	<u>313,400</u>	<u>417,400</u>
	6	<u>267,000</u>	<u>316,700</u>	<u>420,300</u>
	7	<u>269,500</u>	<u>319,900</u>	<u>423,300</u>
	8	<u>272,300</u>	<u>323,100</u>	<u>426,500</u>
	9	<u>274,900</u>	<u>326,100</u>	<u>429,300</u>
	10	<u>277,800</u>	<u>329,300</u>	<u>432,500</u>
	11	<u>280,600</u>	<u>332,600</u>	<u>435,500</u>
	12	<u>282,900</u>	<u>335,900</u>	<u>438,400</u>
	13	<u>285,500</u>	<u>339,000</u>	<u>441,100</u>

14	<u>296,800</u>	<u>400,400</u>	<u>468,800</u>	14	<u>287,800</u>	<u>342,300</u>	<u>444,200</u>
15	<u>299,700</u>	<u>404,200</u>	<u>471,600</u>	15	<u>290,500</u>	<u>345,700</u>	<u>447,100</u>
16	<u>302,700</u>	<u>408,000</u>	<u>474,300</u>	16	<u>293,400</u>	<u>349,100</u>	<u>450,000</u>
17	<u>305,700</u>	<u>411,700</u>	<u>477,000</u>	17	<u>295,300</u>	<u>352,500</u>	<u>452,900</u>
18	<u>308,900</u>	<u>414,000</u>	<u>479,800</u>	18	<u>298,600</u>	<u>355,400</u>	<u>455,700</u>
19	<u>312,100</u>	<u>416,300</u>	<u>482,600</u>	19	<u>301,300</u>	<u>358,400</u>	<u>458,500</u>
20	<u>315,500</u>	<u>418,500</u>	<u>485,300</u>	20	<u>303,100</u>	<u>361,300</u>	<u>461,400</u>
21	<u>318,800</u>	<u>420,700</u>	<u>488,000</u>	21	<u>304,600</u>	<u>364,400</u>	<u>464,200</u>
22	<u>321,800</u>	<u>422,900</u>	<u>490,700</u>	22	<u>306,800</u>	<u>367,200</u>	<u>466,800</u>
23	<u>324,700</u>	<u>425,000</u>	<u>493,300</u>	23	<u>310,900</u>	<u>369,900</u>	<u>469,500</u>
24	<u>327,500</u>	<u>427,100</u>	<u>495,800</u>	24	<u>312,900</u>	<u>372,800</u>	<u>472,300</u>
25	<u>330,300</u>	<u>429,200</u>	<u>498,400</u>	25	<u>314,700</u>	<u>376,100</u>	<u>475,100</u>
26	<u>333,000</u>	<u>431,200</u>	<u>501,000</u>	26	<u>316,900</u>	<u>378,900</u>	<u>477,900</u>
27	<u>335,700</u>	<u>433,200</u>	<u>503,500</u>	27	<u>320,600</u>	<u>381,700</u>	<u>480,400</u>
28	<u>338,400</u>	<u>435,200</u>	<u>505,900</u>	28	<u>322,700</u>	<u>384,400</u>	<u>482,800</u>
29	<u>341,000</u>	<u>437,100</u>	<u>508,300</u>	29	<u>324,200</u>	<u>387,400</u>	<u>485,200</u>
30	<u>343,600</u>	<u>439,100</u>	<u>510,800</u>	30	<u>326,400</u>	<u>390,800</u>	<u>487,700</u>
31	<u>346,300</u>	<u>441,100</u>	<u>513,300</u>	31	<u>328,400</u>	<u>393,600</u>	<u>490,300</u>
32	<u>349,000</u>	<u>443,100</u>	<u>515,800</u>	32	<u>331,900</u>	<u>395,900</u>	<u>492,800</u>

		33	<u>351,600</u>	<u>445,000</u>	<u>518,200</u>			33	<u>333,700</u>	<u>398,400</u>	<u>495,400</u>
		34	<u>354,300</u>	<u>446,900</u>	<u>520,700</u>			34	<u>335,700</u>	<u>401,900</u>	<u>497,900</u>
		35	<u>357,000</u>	<u>448,800</u>	<u>523,100</u>			35	<u>337,500</u>	<u>404,700</u>	<u>500,400</u>
		36	<u>359,600</u>	<u>450,700</u>	<u>525,500</u>			36	<u>339,500</u>	<u>407,300</u>	<u>502,900</u>
		37	<u>362,100</u>	<u>452,500</u>	<u>527,900</u>			37	<u>342,600</u>	<u>409,800</u>	<u>505,300</u>
		38	<u>364,400</u>	<u>454,400</u>	<u>530,300</u>			38	<u>344,800</u>	<u>413,000</u>	<u>507,700</u>
		39	<u>366,700</u>	<u>456,300</u>	<u>532,700</u>			39	<u>346,800</u>	<u>415,200</u>	<u>510,200</u>
		40	<u>369,000</u>	<u>458,100</u>	<u>535,000</u>			40	<u>348,500</u>	<u>417,500</u>	<u>512,500</u>
		41	<u>371,200</u>	<u>459,900</u>	<u>537,300</u>			41	<u>350,500</u>	<u>419,300</u>	<u>514,700</u>
		42	<u>373,500</u>	<u>461,700</u>	<u>539,300</u>			42	<u>353,200</u>	<u>421,800</u>	<u>517,100</u>
		43	<u>375,700</u>	<u>463,500</u>	<u>541,300</u>			43	<u>355,300</u>	<u>424,000</u>	<u>519,400</u>
		44	<u>377,900</u>	<u>465,300</u>	<u>543,300</u>			44	<u>357,100</u>	<u>425,700</u>	<u>521,700</u>
		45	<u>380,000</u>	<u>467,100</u>	<u>545,200</u>			45	<u>358,600</u>	<u>427,500</u>	<u>524,100</u>
		46	<u>382,200</u>	<u>468,800</u>	<u>547,000</u>			46	<u>361,100</u>	<u>429,400</u>	<u>526,500</u>
		47	<u>384,500</u>	<u>470,500</u>	<u>548,600</u>			47	<u>363,300</u>	<u>431,400</u>	<u>528,900</u>
		48	<u>386,700</u>	<u>472,100</u>	<u>550,100</u>			48	<u>365,100</u>	<u>433,200</u>	<u>531,300</u>
		49	<u>388,800</u>	<u>473,700</u>	<u>551,500</u>			49	<u>366,300</u>	<u>435,200</u>	<u>533,600</u>
		50	<u>390,100</u>	<u>475,200</u>	<u>552,900</u>			50	<u>367,900</u>	<u>437,200</u>	<u>535,900</u>
		51	<u>391,400</u>	<u>476,600</u>	<u>554,300</u>			51	<u>369,700</u>	<u>438,800</u>	<u>538,100</u>

	52	<u>392,600</u>	<u>477,900</u>	<u>555,700</u>		52	<u>372,400</u>	<u>440,600</u>	<u>540,300</u>
	53	<u>393,800</u>	<u>479,200</u>	<u>557,100</u>		53	<u>374,200</u>	<u>442,600</u>	<u>542,400</u>
	54	<u>395,000</u>	<u>480,300</u>	<u>558,400</u>		54	<u>375,300</u>	<u>444,600</u>	<u>544,300</u>
	55	<u>396,200</u>	<u>481,300</u>	<u>559,700</u>		55	<u>376,800</u>	<u>446,300</u>	<u>546,400</u>
	56	<u>397,400</u>	<u>482,200</u>	<u>561,000</u>		56	<u>379,100</u>	<u>448,300</u>	<u>548,500</u>
	57	<u>398,500</u>	<u>483,100</u>	<u>562,200</u>		57	<u>381,300</u>	<u>450,200</u>	<u>550,500</u>
	58	<u>399,400</u>	<u>484,000</u>	<u>563,300</u>		58	<u>382,500</u>	<u>452,000</u>	<u>552,500</u>
	59	<u>400,300</u>	<u>484,900</u>	<u>564,400</u>		59	<u>383,700</u>	<u>453,800</u>	<u>554,600</u>
	60	<u>401,200</u>	<u>485,800</u>	<u>565,500</u>		60	<u>385,200</u>	<u>455,600</u>	<u>556,800</u>
	61	<u>402,100</u>	<u>486,600</u>	<u>566,600</u>		61	<u>387,900</u>	<u>457,200</u>	<u>558,500</u>
	62	<u>402,900</u>	<u>487,400</u>	<u>567,700</u>		62	<u>389,100</u>	<u>458,900</u>	<u>560,500</u>
	63	<u>403,700</u>	<u>488,200</u>	<u>568,800</u>		63	<u>390,600</u>	<u>460,600</u>	<u>562,300</u>
	64	<u>404,500</u>	<u>488,900</u>	<u>569,900</u>		64	<u>392,100</u>	<u>462,700</u>	<u>564,200</u>
	65	<u>405,200</u>	<u>489,600</u>	<u>570,900</u>		65	<u>392,900</u>	<u>464,500</u>	<u>566,200</u>
	66	<u>405,800</u>	<u>490,300</u>	<u>571,900</u>		66	<u>394,300</u>	<u>466,300</u>	<u>568,100</u>
	67	<u>406,400</u>	<u>490,900</u>	<u>572,900</u>		67	<u>395,700</u>	<u>468,100</u>	<u>570,100</u>
	68	<u>407,000</u>	<u>491,400</u>	<u>573,900</u>		68	<u>397,500</u>	<u>469,700</u>	<u>572,000</u>
	69	<u>407,600</u>	<u>491,900</u>	<u>574,900</u>		69	<u>399,100</u>	<u>471,200</u>	<u>573,900</u>
	70	<u>408,100</u>	<u>492,500</u>	<u>575,900</u>		70	<u>400,000</u>	<u>472,900</u>	<u>575,700</u>

		71	<u>408,600</u>	<u>493,100</u>	<u>576,900</u>			71	<u>400,700</u>	<u>474,200</u>	<u>577,500</u>
		72	<u>409,000</u>	<u>493,700</u>	<u>577,800</u>			72	<u>401,800</u>	<u>475,800</u>	<u>579,300</u>
		73	<u>409,400</u>	<u>494,200</u>	<u>578,700</u>			73	<u>403,300</u>	<u>477,400</u>	<u>581,100</u>
		74	<u>409,900</u>	<u>494,800</u>	<u>579,700</u>			74	<u>404,500</u>	<u>478,800</u>	<u>582,800</u>
		75	<u>410,300</u>	<u>495,400</u>	<u>580,600</u>			75	<u>405,500</u>	<u>480,600</u>	<u>584,600</u>
		76	<u>410,700</u>	<u>496,000</u>	<u>581,500</u>			76	<u>406,700</u>	<u>481,800</u>	<u>586,500</u>
		77	<u>411,200</u>	<u>496,500</u>	<u>582,400</u>			77	<u>407,800</u>	<u>482,700</u>	<u>588,200</u>
		78	<u>411,700</u>	<u>497,100</u>	<u>583,300</u>			78	<u>408,800</u>	<u>484,400</u>	<u>589,900</u>
		79	<u>412,100</u>	<u>497,700</u>	<u>584,200</u>			79	<u>409,600</u>	<u>485,300</u>	<u>591,700</u>
		80	<u>412,500</u>	<u>498,200</u>	<u>585,100</u>			80	<u>410,500</u>	<u>486,800</u>	<u>593,400</u>
		81	<u>413,000</u>	<u>498,800</u>	<u>585,900</u>			81	<u>411,300</u>	<u>488,200</u>	<u>595,100</u>
		82	<u>413,500</u>	<u>499,400</u>	<u>586,800</u>			82	<u>412,300</u>	<u>489,300</u>	<u>596,800</u>
		83	<u>413,900</u>	<u>500,000</u>	<u>587,700</u>			83	<u>413,100</u>	<u>490,600</u>	<u>598,400</u>
		84	<u>414,300</u>	<u>500,500</u>	<u>588,600</u>			84	<u>413,700</u>	<u>491,500</u>	<u>600,000</u>
		85	<u>414,600</u>	<u>501,000</u>	<u>589,400</u>			85	<u>414,400</u>	<u>492,700</u>	<u>601,700</u>
		86	<u>415,100</u>	<u>501,600</u>	<u>590,300</u>			86	<u>415,100</u>	<u>493,900</u>	<u>603,100</u>
		87	<u>415,500</u>	<u>502,100</u>	<u>591,200</u>			87	<u>415,500</u>	<u>495,500</u>	<u>604,600</u>
		88	<u>415,900</u>	<u>502,700</u>	<u>592,000</u>			88	<u>416,300</u>	<u>496,700</u>	<u>606,200</u>
		89	<u>416,200</u>	<u>503,200</u>	<u>592,700</u>			89	<u>417,100</u>	<u>498,200</u>	<u>607,600</u>

		90	<u>416,600</u>	<u>503,700</u>	<u>593,500</u>			90	<u>417,800</u>	<u>499,500</u>	<u>609,300</u>
		91	<u>417,000</u>	<u>504,200</u>	<u>594,300</u>			91	<u>418,600</u>	<u>500,700</u>	<u>610,900</u>
		92	<u>417,400</u>	<u>504,700</u>	<u>595,100</u>			92	<u>419,700</u>	<u>502,100</u>	<u>612,500</u>
		93	<u>417,700</u>	<u>505,200</u>	<u>595,900</u>			93	<u>420,100</u>	<u>503,300</u>	<u>614,000</u>
		94	<u>418,100</u>	<u>505,700</u>	<u>596,600</u>			94	<u>421,200</u>	<u>504,300</u>	<u>615,500</u>
		95	<u>418,500</u>	<u>506,200</u>	<u>597,400</u>			95	<u>422,200</u>	<u>505,700</u>	<u>617,000</u>
		96	<u>418,900</u>	<u>506,700</u>	<u>598,200</u>			96	<u>423,100</u>	<u>506,900</u>	<u>618,600</u>
		97	<u>419,200</u>	<u>507,200</u>	<u>599,000</u>			97	<u>423,900</u>	<u>508,200</u>	<u>620,100</u>
		98	<u>419,600</u>	<u>507,700</u>	<u>599,700</u>			98	<u>425,200</u>	<u>509,400</u>	<u>621,500</u>
		99	<u>420,000</u>	<u>508,200</u>	<u>600,400</u>			99	<u>426,300</u>	<u>510,700</u>	<u>622,900</u>
		100	<u>420,400</u>	<u>508,700</u>	<u>601,200</u>			100	<u>427,500</u>	<u>512,200</u>	<u>624,400</u>
		101	<u>420,700</u>	<u>509,200</u>	<u>601,900</u>			101	<u>428,700</u>	<u>513,500</u>	<u>625,800</u>
		102	<u>421,100</u>	<u>509,700</u>	<u>602,600</u>			102	<u>429,900</u>	<u>514,800</u>	<u>627,400</u>
		103	<u>421,500</u>	<u>510,200</u>	<u>603,400</u>			103	<u>431,100</u>	<u>516,200</u>	<u>628,800</u>
		104	<u>421,900</u>	<u>510,700</u>	<u>604,100</u>			104	<u>432,300</u>	<u>517,400</u>	<u>630,400</u>
		105	<u>422,200</u>	<u>511,200</u>	<u>604,800</u>			105	<u>433,500</u>	<u>518,800</u>	<u>631,800</u>
		106	<u>422,600</u>		<u>605,400</u>			106	<u>434,700</u>	<u>520,200</u>	<u>633,200</u>
		107	<u>423,000</u>		<u>606,100</u>			107	<u>436,000</u>	<u>521,500</u>	<u>634,700</u>
		108	<u>423,400</u>		<u>606,800</u>			108	<u>437,200</u>	<u>522,700</u>	<u>636,100</u>

	109	<u>423,700</u>		<u>607,500</u>		109	<u>438,400</u>	<u>524,100</u>	<u>637,600</u>
						<u>110</u>	<u>439,600</u>	<u>525,400</u>	
						<u>111</u>	<u>440,700</u>	<u>526,700</u>	
						<u>112</u>	<u>441,700</u>	<u>528,000</u>	
						<u>113</u>	<u>442,800</u>	<u>529,300</u>	
						<u>114</u>	<u>444,000</u>	<u>530,600</u>	
						<u>115</u>	<u>445,200</u>	<u>532,000</u>	
						<u>116</u>	<u>446,300</u>	<u>533,400</u>	
						<u>117</u>	<u>447,400</u>	<u>534,700</u>	
						<u>118</u>		<u>535,900</u>	
						<u>119</u>		<u>537,200</u>	
						<u>120</u>		<u>538,500</u>	
						<u>121</u>		<u>539,900</u>	
						<u>122</u>		<u>541,200</u>	
						<u>123</u>		<u>542,500</u>	
						<u>124</u>		<u>543,800</u>	
						<u>125</u>		<u>545,000</u>	
						<u>126</u>		<u>546,400</u>	
						<u>127</u>		<u>547,700</u>	

						<u>147</u>		<u>571,900</u>	
						<u>148</u>		<u>573,100</u>	
						<u>149</u>		<u>574,300</u>	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額			基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		<u>294,300</u>	<u>353,500</u>	<u>411,800</u>			<u>359,900</u>	＝	＝
備考 略					備考 略				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において町田市一般職の職員の給与に関する条例別表第 2 に掲げる医療職給料表（１）の適用を受けていた職員の切替日における号給（附則別表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級（同表において「旧級」という。）及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(扶養手当に関する経過措置)

- 3 この条例による改正後の町田市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第 7 条の規定の適用については、令和 8 年 3 月 31 日までの間、同条第 1 項中「支給する。」とあるのは「支給する。ただし、次項第 6 号に掲げる者に係る扶養手当は、行政職給料表（１）、医療職給料表（２）及び医療職給料表（３）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が 4 級であるもの並びに医療職給料表（１）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が 2 級であるもの（以下「行（１）4 級相当職員」という。）に対しては支給しない。」と、同条第 2 項中「（５）心身に著しい障がいがあり、将来にわたり労務に服することができない程度の者」とあるのは「

（５）心身に著しい障がいがあり、将来にわたり労務に服することができない程度の者

（６）配偶者（届出をしないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

又はパートナーシップの相手方（町田市性の多様性の尊重に関する条例（令和 5 年 3 月町田市条例第 2 号）第 10 条第 1 項に規定するパートナーシップ宣誓証明又はそれと同等のものであると市長が認める他の地方公共団体の制度によ

る証明を受けたパートナーシップの相手方であって、職員と同居し、かつ、生計を一にしているものをいう。)

」と、同条第3項第1号中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、同項中「(2)扶養親族たる父母等(前項第2号から第5号までに掲げる者をいう。以下この号において同じ。) 6,000円(行政職給料表(1)、医療職給料表(2)及び医療職給料表(3)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級であるもの並びに医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が2級であるもの(以下「行(1)4級相当職員」という。))の扶養親族たる父母等にあつては、3,000円)」とあるのは「

(2)扶養親族たる父母等(前項第2号から第5号までに掲げる者をいう。以下この号において同じ。) 6,000円(行(1)4級相当職員の扶養親族たる父母等にあつては、3,000円)

(3)扶養親族たる配偶者又はパートナーシップの相手方(前項第6号に掲げる者をいう。) 3,000円
」とする。

(通勤手当に関する経過措置)

- 4 この条例の施行の日前に新条例第18条の4第4項に規定する同条第3項の規定により通勤手当の支給を受ける職員との均衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員(以下この項において「特定職員」という。)に該当し、かつ、それ以後通勤の実情の変更がない職員については、同日において特定職員に該当したものとみなして、新条例第18条の4第4項の規定を適用する。

(町田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

- 5 町田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和33年10月町田市条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の範囲で、その発令の日を受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号）第11条に規定する時間外勤務手当、<u>同条例第18条の4に規定する通勤手当及び同条例第18条の6第1項に規定する在宅勤務等手当</u>に相当する額を除く。）の5分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の5分の1に相当する額を超えたときは、当該額を減ずるものとする。	(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の範囲で、その発令の日を受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号）第11条に規定する時間外勤務手当<u>及び同条例第18条の4に規定する通勤手当</u>に相当する額を除く。）の5分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の5分の1に相当する額を超えたときは、当該額を減ずるものとする。

附則別表（附則第2項関係）

職員の号給の切替表

旧級 旧号給	1級	2級	3級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	2	1	1
8	4	1	1
9	5	1	1

1 0	6	1	1
1 1	7	1	2
1 2	8	1	3
1 3	9	1	4
1 4	1 0	1	5
1 5	1 1	1	6
1 6	1 2	1	7
1 7	1 3	1	8
1 8	1 4	1	9
1 9	1 5	2	1 0
2 0	1 6	3	1 1
2 1	1 6	4	1 2
2 2	1 7	5	1 3
2 3	1 8	5	1 4
2 4	1 9	6	1 5
2 5	1 9	7	1 6
2 6	2 0	8	1 7
2 7	2 1	9	1 8
2 8	2 2	9	1 9
2 9	2 2	1 0	1 9
3 0	2 3	1 1	2 0

3 1	2 4	1 2	2 1
3 2	2 5	1 2	2 2
3 3	2 6	1 3	2 3
3 4	2 7	1 4	2 4
3 5	2 7	1 5	2 5
3 6	2 8	1 5	2 6
3 7	2 9	1 6	2 7
3 8	3 0	1 7	2 8
3 9	3 1	1 8	2 9
4 0	3 1	1 9	3 0
4 1	3 2	2 0	3 1
4 2	3 3	2 1	3 2
4 3	3 4	2 2	3 3
4 4	3 5	2 3	3 4
4 5	3 5	2 4	3 5
4 6	3 6	2 5	3 6
4 7	3 7	2 6	3 7
4 8	3 8	2 7	3 8
4 9	3 8	2 8	3 9
5 0	3 9	2 9	4 0
5 1	4 0	2 9	4 1

5 2	4 1	3 0	4 2
5 3	4 2	3 1	4 3
5 4	4 2	3 2	4 4
5 5	4 3	3 3	4 5
5 6	4 4	3 4	4 6
5 7	4 5	3 5	4 8
5 8	4 6	3 6	4 9
5 9	4 6	3 7	5 1
6 0	4 7	3 8	5 2
6 1	4 8	3 9	5 4
6 2	4 9	4 0	5 5
6 3	5 0	4 1	5 7
6 4	5 1	4 2	5 8
6 5	5 2	4 3	6 0
6 6	5 3	4 4	6 2
6 7	5 4	4 5	6 4
6 8	5 6	4 6	6 6
6 9	5 7	4 7	6 8
7 0	5 8	4 8	6 9
7 1	5 9	4 9	7 1
7 2	6 0	5 0	7 3

7 3	6 2	5 1	7 5
7 4	6 4	5 2	7 7
7 5	6 5	5 4	7 9
7 6	6 7	5 5	8 1
7 7	6 9	5 6	8 3
7 8	7 1	5 8	8 5
7 9	7 3	5 9	8 7
8 0	7 5	6 1	8 9
8 1	7 7	6 3	9 2
8 2	7 9	6 4	9 4
8 3	8 1	6 6	9 6
8 4	8 2	6 8	9 8
8 5	8 4	7 0	1 0 0
8 6	8 6	7 2	1 0 2
8 7	8 7	7 5	1 0 4
8 8	8 9	7 7	1 0 7
8 9	9 1	8 0	1 0 9
9 0	9 3	8 2	1 0 9
9 1	9 5	8 4	1 0 9
9 2	9 8	8 7	1 0 9
9 3	9 9	8 9	1 0 9

9 4	1 0 2	9 1	1 0 9
9 5	1 0 5	9 4	1 0 9
9 6	1 0 7	9 6	1 0 9
9 7	1 0 9	9 9	1 0 9
9 8	1 0 9	1 0 1	1 0 9
9 9	1 0 9	1 0 4	1 0 9
1 0 0	1 0 9	1 0 5	1 0 9
1 0 1	1 0 9	1 0 5	1 0 9
1 0 2	1 0 9	1 0 5	1 0 9
1 0 3	1 0 9	1 0 5	1 0 9
1 0 4	1 0 9	1 0 5	1 0 9
1 0 5	1 0 9	1 0 5	1 0 9
1 0 6	1 0 9	1 0 5	1 0 9
1 0 7	1 0 9	1 0 5	1 0 9
1 0 8	1 0 9	1 0 5	1 0 9
1 0 9	1 0 9	1 0 5	1 0 9
1 1 0	1 0 9	1 0 5	
1 1 1	1 0 9	1 0 5	
1 1 2	1 0 9	1 0 5	
1 1 3	1 0 9	1 0 5	
1 1 4	1 0 9	1 0 5	

1 1 5	1 0 9	1 0 5
1 1 6	1 0 9	1 0 5
1 1 7	1 0 9	1 0 5
1 1 8		1 0 5
1 1 9		1 0 5
1 2 0		1 0 5
1 2 1		1 0 5
1 2 2		1 0 5
1 2 3		1 0 5
1 2 4		1 0 5
1 2 5		1 0 5
1 2 6		1 0 5
1 2 7		1 0 5
1 2 8		1 0 5
1 2 9		1 0 5
1 3 0		1 0 5
1 3 1		1 0 5
1 3 2		1 0 5
1 3 3		1 0 5
1 3 4		1 0 5
1 3 5		1 0 5

1 3 6		1 0 5	
1 3 7		1 0 5	
1 3 8		1 0 5	
1 3 9		1 0 5	
1 4 0		1 0 5	
1 4 1		1 0 5	
1 4 2		1 0 5	
1 4 3		1 0 5	
1 4 4		1 0 5	
1 4 5		1 0 5	
1 4 6		1 0 5	
1 4 7		1 0 5	
1 4 8		1 0 5	
1 4 9		1 0 5	